

ディスカッション第2回

テーマ2

現在、監査法人の監査報酬は被監査会社から支払われる「被監査会社負担方式」が採用されているが、この方式では監査をする相手から監査報酬が支払われるという構造上、利益相反が生じやすいという課題があると言われている。当該課題を解消するアプローチの1つとして公的基金方式が挙げられるが、当該方式に賛成・反対それぞれの立場に分かれて討論しなさい。

A案：公的基金方式に賛成

1. 独立性維持

現状、監査法人は被監査会社から直接監査報酬を受領するため、契約継続や報酬水準を意識し、厳しい指摘や監査意見の表明に心理的な影響を受ける可能性がある。公的基金方式であれば、監査報酬を間接的に支払われるため、監査人と被監査会社との経済的依存関係を弱めることができる。その結果、監査人はより独立した立場で監査を実施することが可能となる。

2. 資本市場全体の信頼性

財務諸表監査は、投資家や債権者などの財務諸表利用者に対して信頼性を付与することを目的としている。公的基金方式では、監査人は特定企業との関係ではなく、資本市場全体の信頼性向上を意識して監査を実施できる。その結果、投資家保護の強化や市場全体の健全な発展につながると考える。

4. 監査品質の均質化

現行制度では、企業規模や交渉力によって監査報酬に差が生じる場合がある。公的基金方式では、一定の基準に基づいて監査報酬を決定することが可能となるため、必要な監査時間や監査人員を確保しやすくなる。その結果、監査品質のばらつきを抑制し、社会全体として一定水準以上の監査品質を維持することが期待される。

以上